

支援センターさくら

支援センターさくら事業概要

共同生活を通じて地域生活への移行を支援する宿泊型自立訓練事業「大東通勤寮」、利用者の高齢化など新たな対応と質の高い支援が求められる「ホームズさくら」、障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、従来からのリアルな就業体験をベースに就労による社会参加を進めてきた就労移行支援事業に加え、利用者のエンパワメントに重点を置いた自立訓練(生活訓練)事業を実施し、より多くの障害のある人の就労の可能性を求めて事業再編した就労支援プログラム。支援付き雇用として一定の成果を示す就労継続支援A型事業の「スワンカフェ&ベーカリー大東店」。支援内容の充実と強化が急がれる利用率とニーズの高い「短期入所・日中一時支援事業」等、障害のある人の生活や暮らし、就労を支援する様々な事業を展開している。

管理棟をはじめ、ハード面の整備から一定年数が経過したことによる老朽化への対応を図るとともに、障害のある人とその家族の思いや願いを大切にし、その人らしさや機能を最大限に引き出す利用者主体の支援を限りなく追求し、ニーズに応える良質かつ適切なサービス提供に努める。また、障害のある人を取り巻く環境の変化に適切に対応し、地域貢献や社会貢献を通じた地域作りの担い手となる特色ある事業所を目指す。

今年度は、昭和45年の大東園(当時)整備から45周年、大東通勤寮及びスワンカフェ&ベーカリー事業が10周年の節目を迎えるため、これまでの実績を踏まえて今後の事業展開を検討し、より地域ニーズに応え得る事業へ発展させるべく種々の取り組みを進める。

支援センターさくら 事業一覧

I 生活支援部門

- 1 大東通勤寮(宿泊型自立訓練事業)
- 2 ホームズさくら(共同生活援助事業)
- 3 短期入所・日中一時支援事業

II 相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 職場適応援助者支援制度
- 5 障がい児等療育支援事業(育成会受託)

III 就労支援部門

- 1 就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業
- 2 スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続支援A型事業)

I 生活支援部門

- 1 大東通勤寮(宿泊型自立訓練事業)

【事業の目的】

指定宿泊型自立訓練事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

大東通勤寮は、職場等に通勤しながら地域で自立した生活を目指す知的障害のある人に対して快適な個室と住環境を整え、自立自活に必要な助言及び支援を行ってきた。

しかし大東通勤寮は、平成23年12月1日をもって新体系事業(自立訓練宿泊型)所へ移行

し利用年限が2年に制限されたため、年限の到来とともに多くの利用者が準備が整わないままグループホームや単身生活に移行している。援護市と協議しながら利用年限をもう一年延長している人も数名いる。このため通勤寮を利用年限のないグループホームに平成27年度中に事業変更し、一人ひとりの目標達成の状況にあわせて無理なく自立生活へ移行できるよう支援することをめざす。

施設設備については全室個室で、浴室やトイレも男女別、自動火災通報装置やスプリンクラーも整備されているので、グループホームとしての設備基準は満たしている。今後は男女のユニット定員や職員配置、利用料等詳細について事業所在市と協議しながら事業指定に向けて作業を進めていく予定である。

虐待等で児童施設に措置入所しており、18歳になって支援学校高等部を卒業しても帰る家がなく、頼れる親族もなく、自立のための蓄えもない未成年障害者の大東通勤寮の利用依頼が毎年数名あり、この社会的ニーズを受け止める必要があるため、グループホームの利用者は地域移行の準備が整った適切な時期に単身生活、もしくは外部のグループホームに移っていただくことを想定している。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号
電話 072-869-3322 FAX072-869-3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名 調理員 業務委託

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 20名

【対象者】 知的障害者 精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活支援
- (2) 就労支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝 262円(人件費等経費 62円 食材費200円)
夕 602円(人件費等経費197円 食材費405円)
- ・光熱水費 380円/日
- ・シーツリース費 53円/日
- ・日用品費 50円/日

・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

【プログラム・行事】

- (1) エンパワメント 年5～6回 健康・消費者被害・会話力・ビジネスマナー・生活設計
成見制度の活用・防犯・防災等
- (2) 学習会 年4～5回 対人距離・片付け・性教育・みだしなみ等
- (3) 食事会 年2～3回
- (4) 日帰り旅行 年3回 障害者団体の企画に参加

2 ホームズさくら(共同生活援助事業)

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を、個別支援計画に基づき、適切かつ効果的に行うものとする。

2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 世話人の定年制が導入されたことにより増えた新規採用の世話人を対象に、知的障害の特性や支援の実際について研修を実施する。

4 現在15ホームで取り入れている食材配達を16ホームに拡大し、カロリー等適切な食事内容の提供と、食事作成にかかる時間の効率化を図ることにより、居室の清掃や片付け等を世話人の支援によって行えるよう取り組む。

5 通勤寮をグループホームに事業変更することに伴い、全17ホーム93名の利用者に対して、世話人、宿直員、生活支援員等支援体制の整備を行う。

6 現在、12ホームは夜間支援体制があるが、他の4ホームも夜間支援の充実を図るため、宿直員の配置に取り組む。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかね	東大阪市加納 3	4名
アンサンモニー	大東市末広町 4	5名
シンフォニー	寝屋川市松屋町 19	4名
ベレール	大東市北新町	6名
クレール	大東市寺川 1	4名
フーガ	大東市朋来 1	5名
氷野	大東市氷野 2	4名
OK	四條畷市中野新町 13	4名
きたしんまち	大東市北新町	6名
新きたしんまち	大東市北新町	5名
ほうらい	大東市朋来 2	6名
すえひろ	大東市末広町 3	5名
はいづか	大東市灰塚 3	4名
第2すえひろ	大東市末広町 3	6名
第2ほうらい	大東市朋来	4名
第2あかね	東大阪市加納 3	4名

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 4 名
世話人（宿直員を含む） 80 名 生活支援員 8 名

【営業日】 年中無休

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

あかね	(1)家賃	6畳	月額	9,786円
		4.5畳	月額	7,339円
	(2)共益費		月額	42円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	2,100円
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費	朝食			200円
	夕食			600円
	弁当(昼食)	1食		300円
アンサンモニター1	(1)家賃		月額	10,433円
	(2)共益費		月額	210円
	(3)光熱水費、		月額	9,000円
	(4)日用品費		月額	1,511円
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食		
	夕食			500円
	弁当(昼食)	1食		400円
アンサンモニター2	(1)家賃		月額	16,100円
	(2)共益費		月額	315円
	(3)光熱水費、		月額	10,000円
	(4)日用品費		月額	2,585円
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食		
	夕食			600円
	弁当(昼食)	1食		300円
シンフォニー	(1)家賃		月額	18,000円
	(2)光熱水費		月額	9,000円
	(3)日用品費		月額	2,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(5)食材料費	朝食		
	夕食			600円
	弁当(昼食)	1食		300円
ベレール	(1)家賃		月額	9,283円
	(2)共益費		月額	60円
	(3)光熱水費		月額	9,000円

	(4)日用品費 (5)修理・買い替え費		月額 月額	1,651円 2,000円
	(6)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)		200円 600円 1食 300円
クレール	(1)家賃	6畳	月額	9,760円
	(2)共益費	4.5畳	月額	7,320円
	(3)光熱水費、		月額	510円
	(4)日用品費		月額	10,000円
	(5)修理・買い替え費		月額	1,780円
	(6)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)	月額 月額 1食	2,000円 200円 600円 300円
フーガ	(1)家賃	6畳	月額	15,485円
	(2)共益費	4.5畳	月額	11,614円
	(3)光熱水費		月額	430円
	(4)日用品費		月額	8,700円
	(5)修理・買い替え費		月額	2,108円
	(6)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)食材料費	月額 月額 1食	2,000円 200円 600円 300円
氷野	(1)家賃	ベランダ有 ベランダ無	月額 月額	25,250円 24,250円
	(2)光熱水費		月額	10,000円
	(3)日用品費		月額	2,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(5)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)食材料費	月額 月額 1食	200円 600円 300円
OK1	(1)家賃		月額	28,500円
	(2)光熱水費		月額	9,000円
	(3)日用品費		月額	1,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(5)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)食材料費	月額 月額 1食	200円 600円 300円
OK2	(1)家賃		月額	40,500円
	(2)共益費		月額	2,500円
	(3)光熱水費		月額	実費 +1,000円
	(4)日用品費		月額	1,000円
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食 夕食 弁当(昼食)食材料費	月額 月額 1食	200円 600円 300円

きたしんまち	(1)家賃	6畳	月額	10,079円	
		4.5畳	月額	7,541円	
	(2)共益費		月額	60円	
	(3)光熱水費、		月額	8,000円	
	(4)日用品費	6畳	月額	1,100円	
		4.5畳	月額	1,100円	
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円	
	(6)食材料費	朝食		200円	
		夕食		600円	
		弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	新きたしんまち1 (401号)	(1)家賃	6畳	月額	9,701円
			4.5畳	月額	7,255円
(2)共益費			月額	72円	
(3)光熱水費、			月額	11,000円	
(4)日用品費		6畳	月額	2,400円	
		4.5畳	月額	2,400円	
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円	
	(6)食材料費	朝食		200円	
		夕食		600円	
		弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	新きたしんまち2 (501号)	(1)家賃		月額	13,371円
		(2)共益費		月額	72円
(2)光熱水費				実費	
(3)日用品費				実費	
ほうらい	(4)食費			実費	
	(1)家賃	6畳	月額	9,333円	
		4.5畳	月額	6,999円	
	(2)共益費		月額	344円	
	(3)光熱水費、		月額	10,000円	
	(4)日用品費		月額	1,800円	
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円	
	(6)食材料費	朝食		200円	
		夕食		600円	
		弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	すえひろ	(1)家賃	6畳	月額	15,152円
			4.5畳	月額	11,364円
(2)共益費			月額	252円	
(3)光熱水費、			月額	10,000円	
(4)日用品費		6畳	月額	2,000円	
		4.5畳	月額	2,000円	
	(5)修理・買い替え費		月額	2,000円	
	(6)食材料費	朝食		200円	
		夕食		600円	
		弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
		(1)家賃	共用室分	月額	10,750円
			個室 301号	月額	50,000円

はいづか	(2) 共益費	個室 その他	月額	40,000円	
	(3) 光熱水費	共用室分	月額	3,000円	
	(4) 日用品費	個室分	月額	5,000円	
	(5) 修理・買い替え費	共用室分	各自直接支払い		
	(6) 食材料費	朝食		月額	1,250円
		夕食		月額	2,000円
弁当(昼食)食材料費		1食		200円	
第2すえひろ	(1) 家賃	6畳	月額	12,519円	
		5畳	月額	10,432円	
		4.5畳	月額	9,389円	
	(2) 共益費		月額	210円	
	(3) 光熱水費、		月額	8,000円	
	(4) 日用品費		月額	2,000円	
(5) 修理・買い替え費		月額	2,000円		
(6) 食材料費	朝食			200円	
	夕食			600円	
	弁当(昼食)食材料費	1食		300円	
第2ほうらい	(1) 家賃	6畳	月額	13,200円	
			月額	430円	
			月額	10,000円	
	(2) 共益費	6畳	月額	2,375円	
	(3) 光熱水費、		月額	2,000円	
	(4) 日用品費			200円	
(5) 修理・買い替え費			600円		
(6) 食材料費	朝食			200円	
	夕食			600円	
	弁当(昼食)食材料費	1食		300円	
第2あかね	(1) 家賃	6畳	月額	14,000円	
			月額	85円	
			月額	10,000円	
	(2) 共益費	6畳	月額	2,375円	
	(3) 光熱水費、		月額	2,000円	
	(4) 日用品費			200円	
(5) 修理・買い替え費			600円		
(6) 食材料費	朝食			200円	
	夕食			600円	
	弁当(昼食)食材料費	1食		300円	

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し他者への迷惑行為がないように努めること。

3 短期入所・日中一時支援事業

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所(以下「指定短期入所」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

1 知的障害児者の緊急一時利用及び、将来の自立生活をイメージして、具体的な生活場面での様々な経験を通じた自立生活に必要な技術等の習得を支援する。また、地域生活支援事業(日中一時支援)の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により利用者ニーズに応えていく。

2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、見通しのあるサービス提供に努めるものとする。

3 年々増加し、多様化する利用希望に応えられるよう、地域の中で本事業が担う役割を理解し、一人ひとりへの丁寧な支援を実践しつつ可能な限り効率的な利用の確保を目指す。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 10 名 調理員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期休暇期間(8月12日～16日)及び国民の祝日、12月28日～1月4日を除く。

サービス提供時間

・日中一時支援事業:月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分

・短期入所事業:月曜日から日曜日 午後4時30分から翌日午前9時30分

※但し、夏季休暇期間(8月12日～16日)及び国民の祝日、12月28日～1月4日を除く。

※前項の営業日及び営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】 短期入所事業 6名 日中一時支援事業 10名

【対象者】 知的障害児・者 ・ 難病等対象者(16歳未満の者を除く)

【サービスの提供方法及び内容】

(1)食事の提供

(2)入浴又は清拭

(3)身体等の介護

(4)生活訓練

(5)生活相談

(6)健康管理

(7)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(6)に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

・朝食 1食につき300円(うち食材料費200円)

・昼食 1食につき513円(うち食材料費340円)

・夕食 1食につき700円(うち食材料費450円)

・居宅に係る光熱水費 1日につき 180円

・日用品費 50円

・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

II 相談支援部門

1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)

特定相談支援事業(基本相談・計画相談)

一般相談支援事業(基本相談・地域移行・地域定着)

障害児相談支援事業

【事業目的】

1 相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法)の施行及び改正に伴う相談支援事業の強化に対応するため、対象者のサービス利用計画策定を推進するとともに、就業・生活支援センター事業等における障害種別を問わない相談業務の実績から、より多くの多様な相談ニーズに対応できる体制の構築を目指す。

【運営方針】

1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を厳守する。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 1 名 相談員 1 名

【営業日及び時間等】 事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで 但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、障害者総合支援法に規定する難病等の者及びその家族

(特定相談支援の対象者)

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者
- ・障害福祉サービスを利用する全ての障害児

(障害児相談支援の対象者)

- ・障害者通所支援を利用する全ての障害児

(一般相談支援の対象者)

- ・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
- ・精神科病院に入院している障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

- (2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)の実施等

2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

【事業目的】

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においては各地域に即した支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-0047 FAX 072-889-2365

【職員配置】 センター長 1 名 主任就労支援ワーカー 1 名 就労支援ワーカー 1 名
生活支援ワーカー 1 名 職場定着支援員 1 名

【営業日及び時間等】 営業日・時間月曜～金曜日の午前9時から午後5時45分まで
但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する

【対象者】 北河内東圏域に在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者、
発達障害者、難病等対象者

【支援内容】

1 就業に関する相談

- ・ 就職に向けた相談を行う。
- ・ 就職に向けた準備支援(職場実習・職業準備訓練の斡旋、就労移行支援事業所などの紹介等)
- ・ 職場定着に向けた支援(職場訪問による適応状況の把握など)
- ・ 関係機関との連絡調整(ハローワーク、職業訓練校、教育機関など)
- ・ 事業主に対しての相談・支援の実施

2 生活に関する支援

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住宅、障害年金(障害基礎年金)、余暇活動など、地域生活、生活設計に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整(相談支援事業所、医療機関、福祉事務所など)

3 その他

- ・ 「精神障害者のジョブガイダンス」の実施(ハローワーク門真主催)
- ・ 「市町村障害者インターンシップ事業」の実施・協力(圏域内)
- ・ 「地域障害者自立支援協議会」の参加(圏域内)
- ・ 「進路指導関係機関連絡会議」の参加(北河内ブロック・中河内ブロック)
- ・ エンパワメント研修の実施(当事者向け)
- ・ 北河内高次脳機能障害ネットワーク会議(圏域内)
- ・ 働いている方の就職相談(定着支援相談) (毎月1回土曜日または日曜日)
- ・ 障害者職場定着事業支援の実施
- ・ 関係機関との連絡会議の実施
- ・ 運営会議総会(年1回10月)
- ・ ケース会議(開催は随時)

3 大東市地域就労支援事業

大東市に職員 2 名を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけではなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

4 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援制度

当センター内に 1 名の職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置し、障害者(知的障害・精神障害者等)、その家族および事業主に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施し、障害者の職場適応を図り、雇用促進及び職業安定を図る。

5 大東市職場定着支援事業

当センター内に職場定着支援コーディネーターを 1 名配置。障害者支援事業所(就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業)を退所後、企業に就労された障害者に対して、所属していた障害者支援事業所の協力を得て支援員を派遣していただき、職場定着をサポートする。

Ⅲ 就労支援部門

1 就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業

【事業目的】

指定就労移行支援及び指定自立訓練(生活訓練)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援及び指定自立訓練(生活訓練)の提供を目的とする。

障害者総合支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人育成会の役割や目的ののっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

【運営方針】

1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して就労移行支援・自立訓練(生活訓練)とも標準2年間にわたって、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労及び社会生活に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 自立訓練(生活訓練)事業から就労移行支援事業へ移行する利用者の引き継ぎをはじめ、支援学校を含め関係機関が持つ利用者情報や支援記録を活かし、スムーズに次のステップに移っていける「つづく・つながる支援」の実現に努める。また、より質の高い就労支援プログラムの実現を目指し、さらにリアルな社会生活体験が見込める作業を設定する等、プログラムの見直しを行うことで、就職及び職場定着率の向上及び障害のある人が活躍できる就労職種の拡大を目指す。また、支援者が共通認識をもって支援にあたるよう、利用者及び家族等に提供するそれぞれの支援の目的や意味合いを明確にし、具体的な形で共有・実践できる体制作りを目指す。

3 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。加えて、事業利用中から退所後の本人の生活を意識して、家族、地域とともに就労を通してより良い自立と社会参加を実現できるようにすることを目指し、途切れない、分かりやすい、その人に合ったネットワークの構築に努める。

4 就職者数が増えることに伴い、利用者数が定員を割り込む状況があるため、支援学校等への見学会や、近隣就業・生活支援センター等への働きかけを実施するなど、情報提供に努めるとともに、さらに就職退所者数を増やし、その実績を積極的にアピールすることで利用者確保に努める。

- 【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365
- 【職員配置】 共通 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 事務員 2 名
調理員 業務委託 医師(非常勤嘱託)1 名
自立訓練 生活支援員 3 名
就労移行 生活支援員 6 名 職業指導員 1 名 就労支援員 3 名

【営業日及び時間等】共通

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、
国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。
サービス提供時間 午前9時から午後4時30分

- 【利用定員】 自立訓練 12名 就労移行 38名

- 【対象者】 知的障害者等

【サービスの提供方法及び内容】

就労移行支援事業

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動(軽作業、ベンチのリペア、洗車)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

自立訓練(生活訓練)事業

- (1) 自立訓練(生活訓練)計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 日常生活及び社会生活に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介助
- (5) 生産活動(軽作業等)
- (6) 社会生活技能訓練の提供
- (7) 社会体験機会の提供
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 訪問支援
- (11) 施設外支援(企業への実習等)
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(11)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日(但し、毎月第2水曜日は午前中の日課で終了)

時間	日課	備考
8:45	通所	通所後、作業服に着替え準備 ※自立訓練・就労移行とも適宜エンパワメントプログラム実施。
9:00	全体朝礼 ラジオ体操	
9:15	作業クラス朝礼	
9:20	作業開始	
12:00	昼食・休憩	
13:00	作業開始 (休憩 15分)	
15:45	作業終了 片付け・清掃(全員) 作業クラス終礼	
	更衣	
16:30	帰宅	

【年間行事予定】

- 4月 保護者会総会
- 8月 育成会近畿大会・大阪大会
- 10月 スポーツフェスタ大阪・自立ネット合同運動会
- 11月 さくらフェスタ
- 3月 就職者激励会

・余暇支援プログラムとして土曜日開所予定。

・利用者一泊旅行及び日帰り旅行等については事業毎に日程を設定する。

* サロン 毎月第2日曜

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき513円(うち食材料費340円) 日用品費の実費

2 スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続支援A型事業)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型(以下「指定就労継続支援A型」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

1 店舗での製造及び接客業務等、雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、働く喜びや社会との繋がりを実感できる場の提供を図るとともに、家と職場の往復だけでなく、生活を楽しむための余暇支援を通じて、社会経験を増やし、コミュニケーション力の向上や上手なお金の使い方を身につけるなど、自分らしい豊かな生活の実現にむけた支援を提供する。

2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。

3 法人内における社会事業としての役割を踏まえ、安定した事業経営の確保と当事者雇用の継続を図り、福祉と経営の両立を目指す、支援付き雇用のモデルとなりえるよう事業の充実に努める。

4 経営力強化の方策として地域産業との繋がりによる商品開発や販路拡大等の取り組みを進め、地域と共に成長する事業を目指す。

5 事業を開始して 10 年が経過し一区切りの時期であることから、改めてその内容を精査し収支の健全化を目指して抜本的な改善策を検討する。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-1120 FAX072-871-1120

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名
生活支援員 1 名 職業指導員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期休暇期間(8月13日～15日)及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

サービス提供日・時間

夏期休暇期間(8月13日～15日)及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く午前6時から午後8時30分(但し土曜日は午前7時から午後6時)

【利用定員】 10名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (4) 身体等の介助
 - (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
 - (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 施設外支援
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき513円(うち食材料費340円)
日用品費の実費